

告 示

埼玉県告示第百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
なすな居宅介護 支援事業所	所在地	所沢市榎町七 一三 森ビ ル三階	所沢市泉町一 七九二一 二 新所沢サン ハイツ一〇四	居宅介護支援
デイサービス まあむ 川口前 川（一般型）	所在地	川口市川口二 一六一〇	川口市前上町 六一三四	通所介護
デイサービス まあむ 川口前 川（一般型）	名称	デイサービス まあむ 川口 西口駅前	デイサービス まあむ 川口 前川（一般型）	通所介護 介護予防通所介 護